

奈良県告示第二百三十二号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成二十五年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 土地区画整理組合の名称

勢野北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

生駒郡三郷町勢野北一丁目六番三三三号

三 施行地区

生駒郡三郷町大字勢野、勢野西三丁目、勢野西四丁目、勢野西五丁目、勢野東二丁目、勢野東三丁目及び信貴ヶ丘四丁目の各一部

四 事業施行期間

平成三年十二月十三日から平成二十六年二月三十一日まで

五 設立認可の年月日

平成三年十二月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十五年十月十八日